

## 広野町自動通話録音機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、広野町内に居住する高齢者に対し、着信前自動警告機能及び自動録音機能を有する固定電話機又は外付け機器の購入に要する経費について、広野町補助金等の交付に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で広野町自動通話録音機等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 被害者に電話をかけるなどして対面することなく欺罔し指定した預貯金口座への振り込みやその他の方法により、不特定多数の人から現金等をだまし取る詐欺をいう。
- (2) 着信前自動警告機能 呼び出し音が鳴る前に相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能をいう。
- (3) 自動録音機能 通話内容を自動で録音する機能をいう。
- (4) 特殊詐欺対策電話機とは、固定電話機で前2号の両方の機能を備えるものをいう。
- (5) 外付け機器 固定電話機に接続して使用する機器で第2号及び第3号の両方の機能を備えるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広野町内に住民登録があり、実際に居住している者
- (2) 申請時点で65歳以上の高齢者がいる世帯に属する者
- (3) 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない者
- (4) 広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- (5) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は前号の暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、次のいずれかに該当するもので、前条第1号の住民登録地で実際に使用するものとする。

(1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録（以下「推奨品目録」という。）に記載されている特殊詐欺対策電話機又は外付け機器

(2) 推奨品目録に記載のないものであって、着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備えると町長が認める機器

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度の4月1日以後に、補助対象機器の購入に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

(1) 修理、点検等に係る経費

(2) 消耗品の交換等に係る経費

(3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費

(4) 補助対象機器の設置に係る経費

(5) 補助対象機器の配送に係る経費

(6) 補助対象者が2人以上居住する世帯について、複数台の補助対象機器の購入費用

(7) 機器購入のためのポイント等利用分

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、15,000円を上限とする。

2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回とし、補助対象機器の数は1台までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象機器を購入した日の属する年度の3月31日までに、広野町自動通話

録音機等購入補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類（領収書等）
- (2) カタログ等、補助対象機器の品名、型番、主な仕様等がわかるもの
- (3) 振込先の銀行口座（補助申請者名義）の確認書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び額の確定）

第 8 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により補助申請者に通知するものとする。

2 規則第 14 条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第 9 条 町長は、前条の規定により補助金の額を決定したときは、補助申請者が指定する口座に振り込む方法により、補助金を交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 10 条 補助申請者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第 11 条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に規定する要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第 12 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助申請者から交付決定された補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。